

## 福島県総合計画審議会運営規程の改正について（案）

## 1 経緯

- (1) 土地利用基本計画の変更のうち、森林地域の縮小案件については、林地開発の許可が終了し、開発の完了後の変更であり、総合計画審議会における議論の余地が少なかった。
- (2) 別紙資料のとおり、平成25年3月22日付け国国土計第207号国土交通省国土政策局総合計画課長通知「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」の中で、計画図の変更に係る38条審議会（※）の運営等については、会議の手続きの簡素化や具体的な工夫の例などを記述し、各都道府県の判断により弾力的な運営が可能であるとの考えが示された。

特に、森林地域の縮小案件については、「一定の事項については、38条審議会の意見を聴いたものとして取扱い、事後、38条審議会に報告する」専決を行うことが、審議会における議論を効率的に行うという点からみても一考であるとしている。

（※）38条審議会とは本県の総合計画審議会に該当する。

## 2 改正理由及び内容

上記1の現状を踏まえ、総合計画審議会運営の効率化及び迅速化の観点から改善を行う必要があることから、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、「専決」（総合計画審議会の意見を聴いたものとして取扱い、事後、総合計画審議会に報告する。）ができるよう、「福島県総合計画審議会運営規程」を別紙新旧対照表のとおり改正したい。

福島県総合計画審議会運営規程の一部改正に係る新旧対照表（案）

平成28年9月 日 一部改正

新	旧
<p>福島県総合計画審議会運営規程 (第1条～第5条 略) <u>(議事の特例)</u> 第6条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、<u>国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。</u></p> <p>2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、当該事項に係る事務処理の後、速やかに審議会に報告しなければならない。</p> <p>附則 (施行期日) この規程は平成14年12月2日から施行する。</p> <p><u>(施行期日)</u> この規程は、平成28年9月 日から施行する。</p>	<p>福島県総合計画審議会運営規程 (第1条～第5条 略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>附則 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

# 福島県総合計画審議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 福島県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関しては、福島県総合計画審議会条例（平成14年福島県条例第92号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議の招集は、書面により、日時、場所及び会議に付す議題を、委員及び特別委員（以下「委員等」という。）に通知して行うものとする。

（委員等の代理出席）

第3条 団体等の推薦を受けて任命した委員等は、やむを得ない事由により審議会の会議に出席することができないときは、当該団体等に所属する者を代理人として選任し、その職務を行うことができる。

2 前項の場合において、代理人の権限は、書面により証明されなければならない。

（議事録）

第4条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、審議会の会議において定めた2人の委員等が、これに署名するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 会議に付された議題及び議事の経過
- 四 その他議長が必要と認めた事項

（傍聴）

第5条 審議会を傍聴する場合は、別に定める「傍観要領」によるものとする。

（議事の特例）

第6条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、当該事項に係る事務処理の後、速やかに審議会に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成14年12月2日から施行する。

（施行期日）

この規程は、平成28年9月 日から施行する。

福島県総合計画審議会運営規程第6条第1項に定める  
一定の類型に属するものを対象とした専決基準について

平成28年9月 日

福島県総合計画審議会決定

福島県総合計画審議会運営規程第6条第1項で定める一定の類型に属するものを対象とした専決は、「福島県土地利用基本計画の計画図における森林地域の縮小案件」とする。

## 総合計画審議会から森林審議会への意見の報告について（案）

平成28年9月 日

福島県土地・水調整課

森林地域の縮小に係る案件について、総合計画審議会において委員から意見が出された場合には、下記のとおり取り扱うこととする。

### 記

#### 1 報告方法

企画調整部長（総合計画審議会事務局）から農林水産部長（森林審議会事務局）宛に文書で報告する。

なお、報告する意見は委員から報告するよう要望があったものに限ることとする。

#### 2 森林審議会の対応

報告を受けた森林審議会事務局は、直近の森林審議会または森林保全部会等で意見の内容を報告する。